

東日本大震災からの復興及び地震・津波等災害対策の充実に関する決議

東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波が発生し、1年以上が経過した現在でも、復興へ向けた様々な課題が山積している状況である。

我々近畿 111 市は、被災地の 1 日も早い復旧復興に向け、引き続き全力で支援していく決意である。またあわせて、近い将来に発生が予想される東南海・南海地震などの大規模地震への備えや、将来に向けたエネルギーの確保についても緊急に取り組むべき課題であると、強く認識している。

国においては、被災地に対し迅速かつ適切な支援や対策が速やかに講じられるよう、またこの震災における教訓を活かすため、次の事項について強く要請するものである。

1. 被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と、活力ある日本の再生に向けて、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、復旧・復興に取り組む住民や自治体に対し、迅速かつ万全の措置を講じること。
2. 福島第一原子力発電所事故の分析・原因究明を徹底して行い、原子力防災・安全対策の抜本的な見直しを早急に行うこと。一方で、将来にわたるエネルギー政策の在り方については、国民の安全安心と社会経済の発展を前提として、再生可能エネルギーの推進並びに効果的・効率的かつ安定的な電力供給の確保を図るため、国民的議論を尽くし、その方針を明らかにしたうえで、必要な措置を講じること。
3. 東日本大震災における被害実態を調査・分析し、日本海側及び太平洋側における実効性のある津波の予測と被害想定を示し、地域防災計画の見直し等、防災対策の推進について支援を講じること。
4. 市役所、公立学校施設、公立保育所等災害対策本部や支援の拠点施設・避難施設となる公用・公共施設の耐震化を着実かつ早急に推進するため、財政支援措置の充実・拡充を図ること。

以上、決議する。

平成 24 年 5 月 11 日
近 畿 市 長 会

真の分権型社会の実現を求める決議

我々はこれまで、基礎自治体が地域の総合的な行政主体としてその役割を一層果たせるよう、真の分権型社会の実現を求めてきた。これまで、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」第1次及び第2次一括法が成立するとともに、今国会には第3次一括法案も上程されるなど、国と地方との新たなパートナーシップの関係のもと、真の分権型社会の実現に向けた改革が進んでいることは一定評価するが、この改革をより確実なものとするため、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 基礎自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しについては、これまでの3次にわたる一括法での対応にとどまることなく、住民に身近なサービスのより一層の向上を図るため、地方分権改革推進委員会の勧告を上回るさらなる権限移譲や、同勧告に沿った法令による義務付け・枠付けの廃止を原則とした更なる見直しを行うこと。
2. 地方が担うべき分野については所要額全額を税源移譲すべきであり、その工程を明らかにすること。その前提のもと、あくまで税源移譲までの経過措置としての地域自主戦略交付金について、具体の制度設計にあたっては、先行する都道府県と指定都市の運用状況も踏まえ、国と地方の協議の場等で十分協議し、地方が必要とする総額の確保とともに、配分にあたっては、地方交付税制度との整合性に留意し、予算編成等に支障をきたすことのないよう、交付額を早期に明示すること。
3. 地方固有の財源である地方交付税については、福祉・医療・子育て等社会保障、教育などの経常的な行政サービスや道路・橋梁等の改修費用などの財政需要の増嵩を的確に地方財政計画に反映させ、必要な総額を確保すること。
4. 法制化された国と地方の協議の場を実効ある運営とするため、具体的な協議にあたっては、地方からの意見を的確に制度設計等に反映することができるよう、予め十分な時間的余裕を持って提案を行い、分科会等の積極的な活用を図ること。

以上、決議する。

平成24年5月11日
近畿市長会

生活保護制度の抜本改革を求める決議

生活保護制度は、昭和 25 年の制度創設以来、抜本的な改革がなされないまま今日に至っており、制度疲労を起こしている。

生活保護受給者の増加傾向には現在もお歯止めがかからない状況であり、悪質な不正事案や貧困ビジネスも頻発している。さらには、最低賃金や年金と生活保護の定める最低所得水準との逆転現象は、国民の不公平感やモラルハザードを招いている。

こうした状況をそのまま放置すれば、自治体のみならず国全体が危機的な状況に陥るおそれがある。今こそ、生活保護制度が最後のセーフティネットとして、真に生活に困窮する方を適切に保護する、あるべき制度となるよう、抜本的な改革が必要である。

近畿各市はこうした危機感のもと、平成 22 年 10 月の本会総会において、「社会保障制度全体のあり方を含めた生活保護制度の抜本改革に向けての提案」を決議する等、国に対し改革への早急な着手を強く求めてきたものである。これに対し国は、昨年 5 月に「生活保護制度に関する国と地方の協議」の場を設置し、同年 12 月には「中間とりまとめ」を行ってきたところである。また、現在、本年秋を目途に「生活困窮者対策と生活保護制度の見直しについて総合的に取り組むための『生活支援戦略（仮称）』」の策定に向けて検討も行われているところである。

生活保護制度改革に向けて国が具体的に動き始めたことは評価する一方、「中間とりまとめ」における対策については、運用改善等で速やかに実行する事項は早急に対応・実施するとともに、引き続き検討を進めるとした事項については、地方側の意見を真摯に受け止め、法改正を含めた速やかな対応を行う事が重要である。

よって、次のとおり特段の措置を講じるよう改めて強く要請する。

1. 国は、生活保護制度の改革を行うにあたり、「働くことができる人は働く社会」の実現に向けて、稼働可能層の就労自立を促進するため、第 2 のセーフティネットの充実を図るとともに生活保護制度に優先する「雇用・労働施策」を国の責任において実施すること。また、高齢者層については生活保護から分離し、年金制度と整合した生活保障制度を新設するなど、社会保障制度全体のあり方を含めた抜本的な改革を行うこと。
2. 生活保護制度においては、稼働可能な受給者の自立を促進するため、就労へのインセンティブが働く現実的な制度設計を行うとともに、社会奉仕活動への参加をはじめとした働く習慣付けにつながる仕組みを導入すること。また、医療扶助等の適正化に向け、過剰な医療行為を審査する仕組みや基準を設定するとともに、例えば一部自己負担の導入など、受給者本人が受診内容を適切に把握できる仕組みづくりも行うこと。さらに、悪質な不正事案に厳正に対応するため、実施機関である自治体の調査権の強化や貧困ビジネスに対する法規制を実施するほか、不正行為に対する罰則強化を図るなど、不正を許さない制度を構築すること。
3. 生活保護は憲法が保障するナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきものであることから、人件費を含む経費を全額国が負担すること。

以上、決議する。

平成 24 年 5 月 11 日
近 畿 市 長 会